

民法Ⅲ定期試験講評

松岡 久和

【全体】

・正誤問題も含め、採点は、正解でなくても関連することにつき学習の成果がみられるものを評価して部分点を付けた。それでも、正誤問題においても論述問題においてもできにかなりのバラツキがある。よくできた人とかなりできがよくなかった人に二極化している。この試験の点数が40-50点台の者は、毎回の復習課題や提出されたレポート等により科目としては合格になったとしても、基礎的な知識がかなり危ないので、引き続き十分な復習をして欲しい。

・解答は十二分な量があり、根拠条文を示し、理由をきちんと述べるという姿勢は、全員がかなり身につけてきたと思う。適用される条文を間違えていたり見いだせなかった人は、条文をしっかりとみることが最も基礎的で重要であることをあらためて認識していただきたい。

【個別問題】

1 問題1（正誤問題）

1の保証人と物上保証人の異同について、時後求償の構造自体は351条で共通しているといえるが、事前求償権の有無が大きく異なる。この問題は少し難しかったように思うので、構造上の共通性を指摘する答案には部分点を与えた。

2の抵当不動産の代物弁済と詐害行為の問題を、抵当不動産が第三者に譲渡された場合と勘違いした答案が少しあった。抵当不動産がその抵当権者に代物弁済されれば、被担保債権が混同消滅して抵当権も消える。抵当権で担保されていた優先的な権利の実現の範囲では、詐害行為にはならないから、被担保債権額と抵当不動産の価額との差が問題になる。時価の半額だからと言って当然に財産減少行為にはならず、抵当権で担保されていない部分があっても、423条の3や423条の4の要件充足も必要になり、当然には詐害行為取消しはできない。この問題もやや難しい問題で正解率は低かった。

3の譲渡担保目的不動産の譲受人と設定者との関係は、授業でも強調した弁済期後の処分の問題である。譲受人が確定的に所有権を取得するいう部分はできがよかったが、設定者の清算金請求権確保のための留置権に気づけなかった者が過半だった。典型的な重要論点なので反省をしておいて欲しい。

4の期限の定めのない賃貸人の債務の保証の問題は、446条・465条の2以外に期間を問題にする規定は465条の3しかなく、しかもそれは個人貸金等根保証契約にしか適用されない。条文をよく見ればできるが、根拠条文の摘示が十分でないとして若干減点した。

5の債権者代位訴訟中の第三債務者の弁済の可否は、債権者代位権行使によって債務者の処分権限が拘束されないという423条の5を摘示すれば足りる条文問題である。この条文に気づけなかったが、423条の4で弁済を代位債権者にも対抗できるとした者には部分点を与えた。

2 問題 2 (論述問題)

複雑で読みにくい詐害行為取消権の根拠条文や要件・効果を確認する問題である。最終回にやや時間足りずになったテーマであるが、基本的に条文問題なので、わりあい良くできていた。

問1では、要件は明示できていても、効果を示せていない答案が少なくない。不動産は、債務者に登記名義がないと強制執行ができないので、目的物の引渡しではなく、債務者から受益者への移転登記の抹消や、抹消に代えて受益者または転得者から債務者への移転登記が現物返還の内容となる。これはしっかり覚えて欲しい。

問2は、時価から少し値引きして行った売買契約が財産減少行為なのか、相当の対価を得てした財産の処分なのかをまずは論じて欲しい。その点を飛ばして、いきなり424条の2の要件を論じる者が多かったが、2点程度減点した。

問3は、原則として過大な部分のみの取消しと価額償還請求、例外的に代物弁済全体の取消しと現物返還請求という2本の組合せになることが重要。前者の424条の4についてのみ論じた答案は、半分程度の点数になった。

問4は、転得者についての独自の規定である424条の5を摘示して当てはめるだけで良いのだが、転得者の悪意の対象を誤っている答案が若干あった。条文をきちんとみて事例の事実をしっかり当てはめるようにして欲しい。

問5は、424条の5を見つけて、読みにくい同条をこの事例にしっかり当てはめる問題である。時間が足りず授業で丁寧な解説ができなかったのが難問となったかもしれないと思っていたが、短答式問題演習課題を実施していたためか、わりあいに良くできた。ただ、Yに対する請求だと誤解している者がやはり若干いた。取消しの相対効でYには効果が及ばないからこそ、このような規定が必要になったことを理解して欲しい。